

鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第19回 / 家裁第20回)

1 開催日時

平成25年5月16日(木)午後1時30分から午後5時まで

2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 伊藤 納(委員長), 久保田浩史, 高 長伯, 近藤久美子, 末永睦男,
豎山博之, 原 清一, 松尾千歳

(家裁委員) 有村青子, 伊藤 納(委員長), 上原大祐, 川島葉留美, 東 和沖,
藤田一知, 増田 博, 村田文也, 八島 健

(五十音順)

(説明者) 江口家裁首席書記官, 池田主任書記官, 森山総務課課長補佐

4 議事

(1) 自己紹介

(2) 議事

別紙のとおり

(委員長, 委員(A~K), 説明者)

(4) 次回期日

平成25年11月21日(木)午後1時30分から午後5時00分まで

(5) 次回テーマ

裁判員制度について

(別紙)

前回の地裁委員会のテーマ「より利用しやすい裁判所に向けた方策等」についての質問・意見交換

これより議事を始めさせていただきます。

前回の地裁委員会では「より利用しやすい裁判所」というテーマで、名瀬支部の支部長にいろいろと取り組んでいく過程での努力と悩み等を語っていただきました。その際に委員の皆様から、裁判所をもっと利用してもらうために広報活動をしっかりやるべきであり、その一つの方法として、ホームページを充実させたらどうかという御意見をいただきました。そこで、裁判所としていたしましても、この1月から施行された家事事件手続法についてのコンテンツを充実させるべく取組をしましたので、これまでの到達点ということで委員の皆様にご覧いただきたいと思っております。

森山総務課課長補佐

鹿児島地家裁のホームページのコンテンツの充実について（概要を説明）

今の説明で、何か御質問、御感想等ございますか。

A 以前に比べると、申立記入例なども掲載されており、分かりやすくなったと思います。

B 新しいホームページは親しみやすくなったと思います。

今後は、裁判所のホームページをより利用しやすくするため、市町村のホームページに裁判所のホームページをリンクしてもらうことを考えています。

今回の地裁委員会のテーマ「高齢化社会と裁判所～高齢者の権利保護と成年後見制度～」についての質問・意見交換

今回の成年後見のテーマに入らせていただきます。まずは家庭裁判所における成年後見制度の概略の説明をさせていただき、その後、成年後見人の手続のDVDを見ていただこうと思っております。

成年後見人の申立ての手續を一般の方がなされるのは、かなりの労力を要して大変なことではないかと私どもも思っておりますので、次にどのように申立てをしていくのかという説明をしていきたいと思ひます。

江口家裁首席書記官

「高齡化社会の現状と成年後見制度の利用状況」について（概要を説明）

C 鑑定期間というのは鑑定命令が出てから鑑定が出るまでの期間ということでしょうか。また、鑑定はどこに頼んでいるのでしょうか。

鑑定期間については、そのとおりです。鑑定は主治医にお願いするケースが多い状況です。

C 後見人と本人との関係の資料を見ると、後見人には子供さんと司法書士が多い状況となっています。本来、財産管理であれば弁護士が一番適していると思ひているのですが、特に鹿児島郡のデータを見ると弁護士が少ないという状況です。その事情について分かる範囲で結構ですので、差し支えなければ教えていただきたいと思ひます。

D 裁判所では細かな分析はしていませんが、基本的に弁護士が少ないのは、司法書士が従前から後見人を積極的に引き受けていることや、職務を熱心に行っているという面があると思ひます。弁護士には内容的に難しい事件をお願いしています。弁護士にはそういう事件を担当してもらう方が適正、円滑な事件処理になると思ひます。

C 我々（弁護士）の感覚から言うと、弁護士が担当する事案は、推定相続人の間で争いになっているなど難しい事案のみを担当しており、非常にきつい思ひをしています。難しい事案ばかりでなく、それ以外の事案も担当できるのであればバランスも取れると思ひているところではす。

E 平成12年くらい当時の状況を思い起こすと、司法書士はリーガルサポートセンター、社会福祉士はパートナーという全国組織を作っています。よくは存じ上げないのですが、弁護士にはそのような全国組織がないのではないかと記憶しています。そういった意味では、取組の度合いが違ひのかなという印象です。

B 弁護士事務所の中に司法書士が所属している例が多いような気がするのですが、難しい事案になると弁護士が出てくる例が多いというような気がいたします。

F そういう弁護士事務所もあることはあるのですが、事務所の中に司法書士が所属している事務所はほとんどありません。私ども弁護士としては、もし裁判所が遠慮されているということであれば、遠慮なく弁護士に依頼していただきたいと思っています。最近、弁護士が依頼者から預かった財産を使い込んだとか、弁護士のこの種の不祥事の事案が新聞記事に掲載されるなど、報道が大々的になされた状況があります。そのようなことから、弁護士はそのような者ばかりではないかと誤解されている方もいると思います。しかし、そのような不正を行う弁護士は希ですので、是非、信頼していただきたいと思っています。

E 連携の話が出ましたが、資料に社会福祉士が受けている「22」という数字があります。これは社会福祉士が成年後見人を単独で受けている数字を指していると思われる。社会福祉士の場合、原則的には単独で後見人を引き受けることはありません。司法書士と組んで、生活面を社会福祉士が見て、メインの部分は司法書士が受けるという連携のパターンが多いと理解しています。したがって、この数字からすると、司法書士と社会福祉士との連携が多いのではないかと思います。

C 弁護士との連携はないのでしょうか。

E 社会福祉士会の理事の中には、弁護士会の会長が入っているという状況があり、組織的な連携はあります。後見関係についても事案によっては連携していることもあると思います。

G 市町村長からの申立てというのは、どういうものでしょうか。

本人に身寄りがないような場合には、市町村長からの申立てとなります。

先ほどは、説明者から、数字から見て、あるいは、裁判所の観点から事件としてみた場合の一連の説明があったのですが、委員からの御質問の背景にあるのは、どのようなきっかけで成年後見制度を利用する必要があるのか、制度を利用するとなると、裁判所に申し立てるときにどういう手続が必要なのか、申し立てた後にどのよ

うな審理がなされるのか、本人が的確な判断ができないということをどのように裁判所が判断して認定していくのか、後見人に一番ふさわしい人は誰なのか、選任された後見人に対してどのように監督をするのが相当なのか、監督の結果、不正が見つかった場合に、どのようにしたらいいのか、といった疑問や問題点を感じておられるからではないでしょうか。裁判所としては、そういうことも含めて適正、迅速な処理に向けてどう対処していくのが相当かということを常に考えながら事務処理を行っています。

それでは、次にDVDを御覧いただきたいと思います。

DVDの視聴

「成年後見～利用のしかたと後見人の仕事～」について

DVDの関係で御質問があれば伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

D 先程の司法書士と社会福祉士が連携されているという話ですが、裁判所は成年後見人を選任する段階で、この司法書士と社会福祉士をセットで選任するということはありません。それぞれ選任するという方式で判断しています。

それでは、裁判所に申立ての必要が生じた場合、申立てをする人が裁判所に対して、具体的に行う内容等について説明を行います。皆様にはその説明を聞いた上で、いろいろと御意見をいただこうと思います。

池田主任書記官

「窓口手続案内・申立手続の現状」について（概要を説明）

裁判所に必要な資料については、DVDの中でも登記簿謄本を取る必要があったという場面もあったかと思います。提出する資料の中には、確かに用意するのが面倒な書類も含まれていると思われるのですが、どのような感想をお持ちになられたでしょうか。

F 私が裁判所の立場で言うのも変ですが、提示いただいている資料の表紙に申立資料をこれだけ出しなさいという記載があります。申立ては、口頭でもできるようになっていますが、この提示いただいている資料にはどこにも口頭で申立てができると書か

れていません。それは、これだけの資料を揃えることは、口頭だけでとてもできる内容ではないからです。

特に資料の中の「本人の財産等」については、不動産、預貯金についての記載等はなんとかなるとしても、保険、負債、収入、支出に至るまで全部書かなければならないのは、本当に大変なことです。実例としては、例えば、親に近づく兄弟がおり、親の財産を全部取りそうだという状況になると、親の面倒を見ていない他の兄弟が親の財産を守ろうとして成年後見の申立てをしようというケースがあります。その場合に、医療費がいくら、施設入所費がいくら、税金がいくらとか全部書かなくてはならないので、手続にかなりの労力がかかります。皆さんも資料を見ると随分面倒だなという感想をお持ちかと思います。資料の中で本人の0歳から今までの生活歴を書きなさいとか病歴や入院歴を書きなさいという欄がありますが、入院歴などの資料が本当に必要なのだからかと思っています。私としては、そこまで必要でない資料もあると思います。もう少し申立てがしやすいように工夫されたら、後見制度はもっと利用されるのではないかと思います。

DVDの事例は、お母さんの施設入所費用を支払うために金融機関に行ったが、成年後見人でないと預金を下ろせないというものです。しかし、預金を下ろしてお母さんの入院費を金融機関から下ろすだけのために、どうしてこれだけの資料が必要なのか、それが私の正直な感想です。

特に記載が大変な点は、本人の財産と生活歴の記載だということですが、記載例を見ると詳しく書かれています。それからすると、出生から申立て時点までのことを全部書いてなければ、裁判所の窓口で補正を依頼するくらいの厳格さを求められているということだと思うのですが、その点についてはどう思われますか。

C 私ども弁護士も平成12年に制度が導入される時に勉強したり、以前から禁治産、準禁治産制度で実務を取り扱っていましたので分かりますが、今日初めて説明を受けた方が申立てをすぐにできるかという、普通の人がこれだけの資料を作成するのは大変だと思います。また、家庭裁判所が家事手続案内という形で、このような資料を

説明するのも大変だと思います。だから、一言、「弁護士のところに相談に行ったらどうですか。」と言ってもらえればよいと思います。

本人申立てを希望される方に対して裁判所から丹念に説明されることはありがたいことと思われませんが、例えば、子どもの1人が親の財産をどんどん費消してしまっていてこのままだと大変だということで非常に対立が深い案件というような実情がある方については、裁判所では基本的な点を簡単に説明してもらい、弁護士の人数も今は増えて法的なサービスを提供できるような体制が整備されてきていますので、弁護士に案件を持ち込んでいただくよう勧めてもらうことの方がよいと思います。

配布いただいているパンフレット「成年後見制度を利用される方のために」ですが、法テラスの名前はありますが、弁護士会の名前は載っていませんので、このあたりをもう少し配慮していただきたいと思います。そうすることで裁判所も他の仕事に時間を使えることになると思っています。

確かに、裁判所の窓口に来られた方からどうしたらよいのか相談されても、裁判所としては公正中立な立場での手続の案内はできますが、中身にまで入れませんので、お答えできないということがあります。そこで、裁判所の手続案内の実情を理解していただくために、一般の方が相談に来られて、手続の説明をした場合にどのような苦勞をしているのか、窓口担当者の悩み等について補足させていただきます。

金融機関などで裁判所に行って手続をしてきてくださいと言われた方は、裁判所に行けばすぐに手続が取れる、家族だからすぐに自分が後見人になれて金融機関で預貯金が引き出せるという期待をもって裁判所にやって来られます。しかし、これだけの説明と資料の提出の話をします。すると、そこは一旦了解されても、その後に後見監督があって、そこで諸々の報告や裁判所からいろいろと連絡がありますという話をすると、来庁者からは、やはり、そこまでするのですかという反応になります。そうすると、どうしても必要に迫られて来られた方は熱心に聞かれますが、そうでない方は、金融機関等から言われたので来たけど、そんなに大変なら申立てをするかどうかも含めてもう一度考えますと言われる方も多く、期待に応えられない場合もあるという実

情もあります。

H 先程のC委員の発言を聞いていますと、申立人と後見人は別ということで、申立てはこれだけ面倒なので弁護士や司法書士に依頼するというのの一つの手段だろうと思います。その後、後見人を選任して財産を管理するための種々の手続や裁判所への報告書の提出となると、それも大変なことから司法書士や弁護士にお願いすることになるだろうと思います。ただ、細々した定期預金を崩してリフォームするとか、日常の買い物や車の購入などでも司法書士や弁護士を通さなくてはならないということになると本当に厄介な話だというのが感想です。

後見人の仕事としては身上監護と財産管理とがあります。一番いいのは親族間で争いがなく、身上監護も財産管理も親族の方に見ていただくのが望ましい形だと思いますが、なかなかそうはいかない場合があります。そうした場合に裁判所としては、身上監護に争いがなければ身上監護は親族を、財産管理や法律の諸手続に関しては専門職後見人をという形で2人を選ぶという場合もあります。また、親族と同居しているのに専門職後見人を選任したという事例もあります。そのような状況で本人と親族が同居されている場合は、専門職後見人から、毎月の本人の生活費を渡すということになります。

H 窓口に来た方からは、面倒だという意見は当然出ると思いますが、どのあたりまで踏み込んで説明をするのですか。

先程、報酬の話をしました。親族後見人で報酬の請求をされる方はまれです。ところが、第三者後見人であれば報酬を払わなければならないので、その報酬は本人の財産から出すということになります。そうすると報酬額についての質問がきます。報酬額については、管理する財産の額や管理内容により裁判所が判断するという話をします。

I 後見人の解除というのは、後見人のいろんな事情によって裁判所が解除するときのみにできるという説明でしたが、例えば、最初から5年間の期限付きの選任をするということとはできないのですか。

成年後見人を期限付きで選任するという審判はできません。後見人の事情で後見人を続けることができないということであれば、辞任の申立てをしていただくことになります。後見人が辞任するとなると、後見人がいない状態になるので、辞任する方は、当然、次の後見人選任の申立てをしなければなりません。辞任の申立て及び次の後見人選任の申立てにより、裁判所が相当と認めると辞任及び選任がなされます。具体例としては配偶者が後見人になっていたのですが、高齢で続けることができないので、子どもさんに引き継ぐというような事案です。

Ｊ 細かい話ですが、診断書を書く医師は、主治医がいればそうなるということですが、もし主治医がいなかった場合どのように取り扱われるのか教えてください。

主治医がいなかった場合は、申立てをする人で精神科医を探してもらうことになります。裁判所の方で診断書を書く医師の指定はしていないので、どちらかの病院に行っているだけでいいです。

Ｊ 私は専門が刑事責任能力の分野なのですが、刑事責任能力の場合には精神科医の中でも特定の医師に鑑定書を書いてもらうことによって、鑑定書のクオリティーというものがある程度担保しているという部分があると思っています。それに対して、成年後見の手続きでは、主治医が認知症についてずっと診てこられたという場合であれば鑑定書をしっかりと書けると思うのですが、いきなり医師が診て、特に精神科医以外の専門外の医師が診た場合に、鑑定書が書けるのか。このあたりの判断というのは、成年後見、保佐、補助の判断をするときに、刑罰ほどではないとしても、資格制限に関わる判断ということからしても、ある程度のクオリティーの担保が必要ではないかというのが私の感想です。

刑事責任との関係で御質問がありましたが、刑事の場合は、犯罪の責任を問えるかという話なので、少し違った角度からの責任能力、精神状態の評価ということになると思います。また、診る人の公正さや専門性をどのように確保するのかという観点も必要だと思います。判断するのも時間や費用との戦いとなってきます。主治医として診ていただいていた医師がいれば、診断書プラスアルファというところで、判

定の根拠をチェック式で説明してもらおうという運用で工夫してやってきました。ただし、親族間で争いがあるような場合についてはしっかりとした鑑定書が必要になると思います。

診断書というのは最初の段階でどの類型に相当するのか判断する資料となるもので、鑑定書とは少し性質の異なるものかと思います。

B 診断書の件ですが、介護保険制度が始まってからは、ほとんどの先生が診断書を書くことができます。例えば、特別養護老人ホームに入所する際にも診断書が必要になります。

K 私の父が施設に入っているのですが、認知症気味になり、施設の方から成年後見制度を勧められたことがありました。実際には躊躇しているうちに亡くなり、申立てはしませんでした。実は躊躇した理由が、父の住所地が遠方で、その所在地の裁判所に行かなくてはならないということがありました。2、3か月に1回の割合では父の元に会いに行っていたのですが、会いに行った時にしかできない、いろいろな用件もあり、裁判所に行く時間が取れなかった状態でした。そこで、申立ての準備などを私の住所地の裁判所でできるのか、また、郵送で申立書などを処理してもらえるのかという2点について教えてください。

だいたいそろえる書類は同じですので、最寄りの裁判所でも結構かと思いますが、若干違う部分もあると思います。最寄りの裁判所にまずは訪ねてもらい、後見の申立てをするのが相当ということになれば、管轄の裁判所から申立書等を取り寄せすることがよいと思います。そして、申立書を郵送するということになると思います。ただし、場合によっては管轄の裁判所に出向く必要が出てくることもあるかもしれません。

C 認知症の場合、後見の申立てをすべきか保佐の申立てをすべきか、どちらの申立てをすべきか迷うケースがあります。依頼を受けて、本人にも会いますが、どうも判断が付きかねることもあります。長谷川式スケールですと、だいたいの目安というのが、どの程度なのか教えていただければと思います。

点数で一概にはいえません。同じ点数でも、どの部分でポイントがつくかによって

も異なってくると思います。そういう時に家裁調査官が本人調査をしたり、鑑定をしたりということになります。

C 保佐と補助はどう違うのですか。

長谷川式スケールでいうと、30点満点で、20点程度が境界ゾーンだと考えていますが、最近の診断書ではいろいろと書かれており、一概には言えません。

C 後見監督で横領事案というのがありますが、親族後見人においては、監督している財産は自分のものだという意識が意外とあります。特に被後見人が親の場合には、親の金は自分のものだからそれをどのように使おうと構わないのではないかという方は結構多いと思います。したがって、そのチェックをどのようにすべきかを検討する必要があると思います。例えば、成年後見人からの報告を現在は1年に1回ということですが、横領を防ぐための方策として、細かい報告はしなくてもいいから、とにかく半年に1回くらいは預貯金通帳の写しを、原本照合の上、提出させるようなことも必要だと思います。また、成年後見制度支援信託の運用が実際どのようになっているか教示してください。

D 親のお金は自分のお金という考えは、基本的に日本の考え方で、日本の文化としてあるのだと思います。そういうこともあって、裁判所としては成年後見制度についてしっかり説明をしていますが、なかなかうまくいかないところがあります。裁判所としてはもちろん後見監督をしっかりやらなくてはいいませんが、人員などの関係もあり、可能な範囲でやっていくということにならざるを得ません。そういった意味では、成年後見制度支援信託制度は、個人が関わらないで信託銀行に預ける制度ということからとてもいい制度だと思っています。ただし、事案ごとにいろんな検討すべき問題点もありますので、ここではお話を控えさせていただこうと思います。

特に、相続人が1人という場合では将来的には自分が相続を受ける財産なのだから、先に使ってしまおうということで、ルーズになってしまうということはあるとは思いますが、でも、そこはそういうことではないという意識で成年後見人として財産を管理してもらわないといけなことになるのですが、実情を見ると非常に難しい問題だと

思います。

F 私も同じような事案を担当したことがありました。

また、私も申立ての簡略化がもう少しできないかと思います。配布の資料を御覧になられた方は、ずいぶんややこしいと思われたのではないのでしょうか。本人の生活歴ですが、小学校から会社の経歴まで必要でしょうか。裁判所には、是非、もう少し書類が作成しやすくすることをお願いします。さらに、後見人からは半年に1回は報告するようにしてはどうかと思っています。私は4か月に1回は報告するように努力しています。

D 確かにそういう面があると思います。何か月後かにお金が入るような場合には後見監督するようにしています。

申立てはやさしく、後見監督は厳しく、その辺のバランスが大事だということですね。

D 本人の財産が大金の場合は、後見人は申立人にやってもらうのではなく、専門家にやってもらっています。

G 選挙権の件ですが、非常に難しい判断だと思うのですが、素朴な疑問としてどのような意見をお持ちなのかお聞かせ願えますでしょうか。

D 判決は、後見制度というのは取引つまり契約に関する能力の問題であって、選挙権などの真意の部分については制限しなくてもいいのではないかということです。

予定していた時間が参りましたので、これで協議を終了させていただきます。本日は、貴重な御意見を伺うことができました。今後の取組の参考にさせていただきます。